

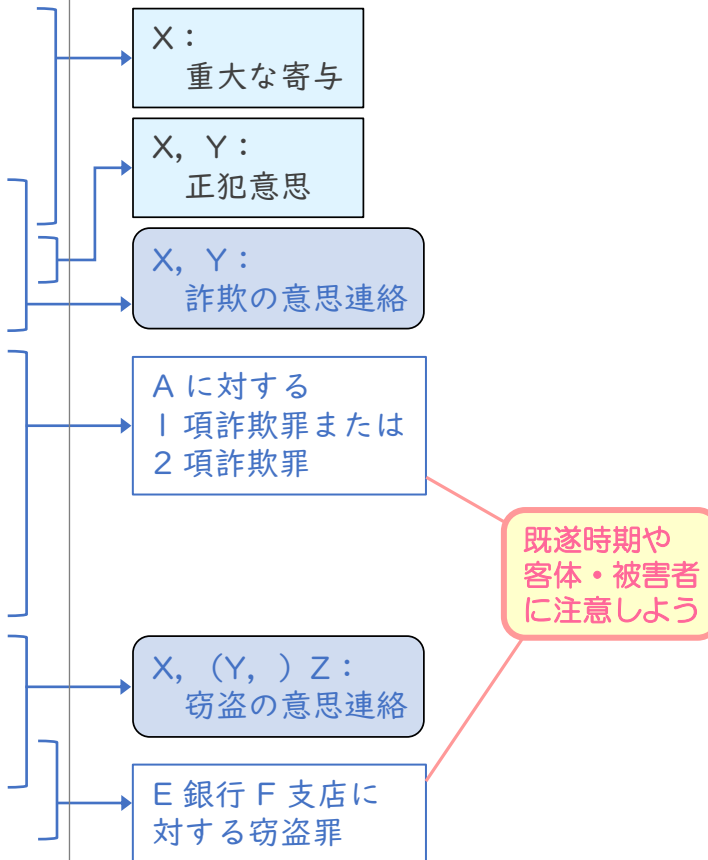
# 第13問

以下の事実について、X、Y、Z、Wの罪責を論じなさい。

1 Xは、高齢者にその息子を装って順次、電話をかけ、示談金が必要になったと嘘を述べ、指定の預金口座に現金を振り込ませてこれを引き出すという計画を立てた。5月1日、Xは、電話をかける部屋、携帯電話、高齢者のリスト、マニュアル、預金口座を用意した上で、友人のYに上記の計画を伝え、「電話をかける役を担当してくれ。お前の取り分は3割だ」と依頼した。Yは、これを承諾した。

翌2日午前10時、Yは、高齢者AにAの息子を装って電話をかけ、「トラブルを起こして示談金が必要なんだ。50万円を振り込んでくれ」と嘘を述べ、口座番号等を伝えた。これを信じたAは、同日午前11時、B銀行C支店（支店長D）においてATMに現金50万円を投入し、E銀行F支店（支店長G）の指定の口座に送金した。

同日午後2時、Yから報告を受けたXは、後輩のZに事情を話し、報酬1万円で、Aの振り込んだ50万円をATMで引き出すよう依頼した。Zは、これを承諾し、同日午後2時30分、E銀行F支店のATMで前記口座から50万円を引き出し、Xに渡した。なお、E銀行では、犯罪による収益の移転防止に関する法律等に基づき、犯罪の被害金の疑いがあるときには預金の引き出しに応じない取扱いが徹底されていた。



2 同月 15 日午前 10 時、Y は、X の用意した高齢者のリスト、マニュアル、携帯電話を使って、高齢者 H に H の息子を装って電話をかけ、示談金 50 万円が必要であると嘘を述べ、H は、これを信じた。しかし、Y は、度々 X から叱責される上、報酬が少ないことから、利益を独り占めにしようと考えた。そこで、同日午前 10 時 30 分、Y は、「H をだませなかった」と X に虚偽の報告をし、H には、Y の用意した E 銀行 F 支店の口座を振込先に指定した。H は、同日午後 2 時、B 銀行 C 支店において ATM に現金 50 万円を投入し、Y に指定された口座に送金した。

3 その後、X は、銀行を利用すると犯行発覚のおそれがあると考え、高齢者に現金を送付させることとし、Y にその計画を伝えた。

同月 20 日午前 10 時、Y は、高齢者 I に I の息子を装って電話をかけ、示談金 50 万円が必要であると嘘を述べた。I は、Y の言っていることが嘘であることに気づいたが、本当の息子と同じような歳の若者が金に困っていると思って不憫になり、Y の言うことを信じているように装い、「分かったよ」と答えた。同日午後 2 時、I は、Y に指定された住所に現金 50 万円入りの荷物を宅配便で送付した。

同日午後 7 時、Y から報告を受けた X は、後輩の W に事情を話し、報酬 1 万円で、I から送付される現金を受け取るよう依頼した。W は、これを承諾し、翌 21 日午前 11 時、指定された住居で、I から送付された現金 50 万円入りの荷物を宅配業者から受け取り、それを X に渡した。

共犯関係の  
解消？

排除型

H に対する  
1 項詐欺罪

I に対する  
1 項詐欺未遂罪

不能犯？

I に対する  
1 項詐欺未遂罪？

嘘が発覚した後に  
関与したことが  
ポイント